

# 平成27年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	2	府省庁名	環境省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">その他（狩猟税）</span>		
要望項目名	鳥獣被害対策の推進を目的とした狩猟税に係る所要の措置		
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の内容</p> <p>鳥獣被害対策を推進するため、鳥獣捕獲の担い手である狩猟者が、狩猟者登録を行う際に納付する狩猟税について、所要の措置を講じる</p>		
関係条文	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>地方税法第700条の52、地方税法附則第32条</p> </div>		
減収見込額	<p>[初年度] — ( — ) [平年度] — ( — )</p> <p>[改正増減収額] — (単位：百万円)</p>		
要望理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>鳥獣の捕獲の担い手となる狩猟者が負担している狩猟税に所要の措置を講じて経費負担を軽減し、捕獲の担い手の確保及び登録狩猟を促進し、被害を及ぼす鳥獣の捕獲を一層推進することを目的とする。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>近年、ニホンジカやイノシシ等の急速な生息数の増加及び分布の拡大が起こっており、その結果、自然生態系、農林水産業、生活環境への被害が深刻になっている。このような状況を踏まえ、「農林水産業・地域の活力創造プラン」（平成25年12月10日農林水産業・地域の活力創造本部決定）に基づき、政府として「シカ・イノシシの生息頭数を10年後までに半減」させることが必要となっている。</p> <p>被害を及ぼす鳥獣は、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」に基づき、行政から個々に許可を受けて行う「許可捕獲（有害鳥獣捕獲等）」又は狩猟免許所持者が毎年狩猟者登録をした上で行う「（登録）狩猟」によって捕獲されている。例えば、近年のニホンジカの捕獲は、許可捕獲によるものと登録狩猟によるものがそれぞれ約半分ずつとなっている。現状においては、これらの鳥獣捕獲を担う狩猟者は狩猟者登録の際に狩猟税を納付しているが、このような経費が鳥獣捕獲を推進する上での負担となっているとして、一部の都道府県等から狩猟税に係る特例措置が求められている。</p> <p>前述の「農林水産業・地域の活力創造プラン」を踏まえ、政府として捕獲の強化を図るためには、捕獲の約半数を占める登録狩猟についても推進していく必要がある。そのためには、狩猟税について所要の措置を講じることにより、鳥獣捕獲の担い手に係る負担の軽減を図り、捕獲の担い手の確保及び登録狩猟を促進する必要がある。</p>		
本要望に対応する縮減案	—		
		ページ	2—1

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	5. 生物多様性の保全と自然との共生の推進 5-3 野生生物の保護管理
	政策の達成目標	被害を及ぼす鳥獣の捕獲を一層推進するため、捕獲の担い手の確保及び登録狩猟による捕獲を促進する。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	—
	同上の期間中の達成目標	—
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	—
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	今後、鳥獣被害対策を推進するため、捕獲の担い手となる狩猟者の確保及び登録狩猟による捕獲の推進が不可欠であり、狩猟者の税負担を軽減することにより、狩猟者となること及び登録狩猟による捕獲へのインセンティブを付与する本措置は、有効な手段である。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	鳥獣被害防止特措法に基づき、市町村が設置することのできる鳥獣被害対策実施隊の隊員のうち、主として捕獲に従事することが見込まれる者として市町村長から指名又は任命される対象鳥獣捕獲員について、狩猟者登録に係る狩猟税の税率を通常の税率の2分の1とする（地方税法第700条の52、地方税法附則第32条）。
	予算上の措置等の要求内容及び金額	平成27年度予算概算要求として、環境省から以下の関連予算を要求 ・鳥獣保護管理強化事業費：都道府県による特定計画の推進に係る支援や、改正鳥獣法に基づき創設された認定鳥獣捕獲等事業者等に係る人材育成等（要求額：308百万円） ・（新）指定管理鳥獣捕獲等対策費：都道府県が実施する指定管理鳥獣捕獲等事業（主に認定鳥獣捕獲等事業者への委託により実施）に係る交付金（交付率1/2）。（要求額：2,000百万円）
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	上記予算に係る都道府県による捕獲事業に加えて、狩猟税負担の軽減により登録狩猟も促進することで、被害対策の一層の推進が可能となる。
	要望の措置の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>認定鳥獣捕獲等事業者の従事者は、鳥獣捕獲に係る一定以上の技術・知見を有する者であるが、このような技術・知見は、登録狩猟の実践により習得される部分が多い。有害鳥獣捕獲についても、実態として、主に登録狩猟で経験を積んだ者が従事している。このため、これらの人材の供給源である狩猟者を増加させる必要がある。</li> <li>鳥獣被害対策においては、農林水産省等の関係省庁及び都道府県、市町村が多額の予算措置（数百億円規模）を講じているが、登録狩猟は狩猟者の自由意思に基づくものであり、これらの行政経費が基本的に不要である。よって、狩猟税収入（年間約17億円）は減少するものの、減収分を一定程度補う捕獲促進の効果が見込まれる。</li> <li>対象鳥獣捕獲員に係る狩猟税の特例措置については、その適用件数が年々増加しており、一定の効果があるものと考えられるが、当該特例措置の対象者は、市町村が条例によって規定する非常勤公務員であり、試算では、捕獲の担い手になり得る狩猟者登録をした者の2割程度にしかならない。このため、捕獲の担い手に係る負担軽減策が十分とは言えない。</li> </ul> <p>以上から、狩猟税負担の軽減により登録狩猟を促進することは、鳥獣被害対策の推進に寄与するものであり、政策目的を実現するための手段としての的確である。</p>

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	なし